

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 成年後見制度利用促進体制整備推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-1111(内3447)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,064 千円 (前年度予算額： 1,338 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,338	669	0	0	0	0	0	0	669
要求額	1,064	532	0	0	0	0	0	0	532
決定額	1,064	532	0	0	0	0	0	0	532

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に基づき国が策定した成年後見制度利用促進基本計画において、市町村の連携ネットワーク・中核機関の設置に向けた支援の実施が求められている。
- ・令和5年4月1日時点で中核機関を設置した市町村は39市町村で、広域化も含めて県内すべての市町村に中核機関を設置するほか、中核機関設置直後の体制が不安定な市町村の体制整備について、県からの積極的な支援が必要。

(2) 事業内容

○成年後見制度利用促進連携会議の開催

圏域ごとに、市町村及び市町村社協、弁護士等専門職員等が出席する会議を開催し、各地域の実情に応じた取組を支援することで、市町村における中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を推進する。

○体制整備アドバイザーの派遣

希望する市町村に、専門職(三士会等)をアドバイザーとして派遣し、市町村に直接的・具体的に支援することで体制整備を推進する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国、県負担割合：国 1 / 2 県 1 / 2
- ・国補助金（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）を活用して実施。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	520	専門職・アドバイザー報償費
旅費	254	専門職・アドバイザー費用弁償、職員旅費
その他	290	消耗品費、役務費、使用料
合計	1,064	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県地域福祉支援計画、第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3閣議決定）

(2) 国・他県の状況

第二期成年後見制度利用促進基本計画

愛知県「成年後見制度利用連携・相談体制整備事業」

静岡県「成年後見制度利用促進のための関係機関連携促進事業」

(3) 後年度の財政負担

県内市町村の中核機関設置及び体制安定化のめどが立つまで実施。

国補助金（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）を活用する。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

どの地域においても判断能力が低下した高齢者等必要な人が成年後見制度を利用できるようにするために、県内市町村の中核機関設置及び中核機関の体制安定化を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標	
						達成率
①県内市町村の中核機関の設置数	(H30) 0	38	42	/	(R5) 42	90%
②成年後見制度利用促進機能又は後見人支援機能を有する中核機関の設置数	(R5) —	/	/	37	(R11) 42	—

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>【成年後見制度利用促進連携会議】 市町村における中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を推進するため、圏域ごとに1回ずつ連携会議を開催し、各地域での取組を促進する。 開催日：令和2年9月11日～11月10日（各圏域1回開催） 出席団体：岐阜家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、県社協市町村、市町村社協</p> <p>【成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣】 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の専門職団体や、県内の中核機関の方をアドバイザーとして希望する市町村に派遣し、直接的に支援することで各地域の体制整備を促進する。 (実績) 計7市町（延べ13市町） 延べ11人を派遣 派遣市町村：岐南町、大垣市、関ヶ原町（垂井町、養老町と合同） 神戸町（安八町、輪之内町と合同）、輪之内町（単独） 揖斐川町（大野町、池田町と合同）、神戸町（単独）</p>
	指標① 目標：42 実績：13 達成率：31%
令和3年度	<p>【成年後見制度利用促進連携会議】 開催日：令和3年8月6日～9月10日（1回目） 令和4年1月11日～2月17日（2回目） 出席団体：岐阜家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、県社協市町村、市町村社協</p> <p>【成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣事業】 (実績) 計3町 延べ7町（参加市町村数） 延べ4人を派遣 派遣市町村：川辺町 神戸町（その他揖斐郡・安八郡5町と合同） 大野町（その他揖斐群・安八郡5町と合同）</p>
	指標① 目標：42 実績：30 達成率：71%

令和4年度	【成年後見制度利用促進連携会議】 開催日：令和4年10月12日～31日 出席団体：岐阜家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、県社協市町村、市町村社協
	【成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣事業】 (実績) 計4市町 延べ5市町(参加市町村数) 延べ6人を派遣 派遣市町村：郡上市、高山市、下呂市、輪之内町
指標① 目標：42 実績：38 達成率：90%	

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	連携ネットワーク及び中核機関の設置等、成年後見制度利用促進の体制を整えるうえで必要不可欠な事業であり、事業の必要性が極めて高い。 ※成年後見制度利用促進体制整備推進事業の対象
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	どの地域においても判断能力が低下した高齢者等必要な人が、成年後見制度を利用できるようにするためには、必要な事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 1	県が直接実施することで、各地域の実情に合わせた取組みの推進を図ることができる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 財政規模が小さい市町村や少人数体制の市町村における体制整備の推進や中核機関立上げが課題。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、すべての市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置を図る。
--